

# パートにも年休健診 明るい職場

## 11月1日～10日は パートタイム労働旬間です。

労働省では、パートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等を促進することを目的に、パートタイム労働旬間を実施いたします。つきましては本旬間を機に、使用者の皆さんは、パートタイム労働者の労働条件の明確化及び雇用管理等の点検、改善について、また、パートタイム労働者の皆さんは、労働条件の確認、能力向上への自己啓発に努めていただきたいと思っております。

## 「雇用保険加入」と「不正受給防止」にご協力を

十一月は、「雇用保険適用促進月間」並びに「雇用保険不正受給防止啓発月間」と定め、加入促進と不正受給の防止のための、啓発活動を強力に展開することとしております。

○内容 婦人の就労に関すること  
(一) 求職・労働・税金  
労働保険・社会保険等

十一月は、「雇用保険適用促進月間」並びに「雇用保険不正受給防止啓発月間」と定め、加入促進と不正受給の防止のための、啓発活動を強力に展開することとしております。

不正に受給する者が後を絶ちません。雇用保険制度の正しい理解と不正受給の防止に対する御協力を、お願いいたします。

住宅金融公庫  
融資条件が改善されました

住宅金融公庫では、昭和六十一年度第三回個人住宅建設資金及び建売住宅購入資金の募集に次の要領により行っております。

健康相談  
母子手帳  
発行日のお知らせ

健康相談  
母子手帳  
発行日のお知らせ

# 犬の放し飼いは 絶対にしないでください

○犬の散歩が面倒なので、朝夕犬を放しておくケースがあるよ

うですが、咬傷事故や野犬化の原因になりますので、犬は絶対に放さないでください。

○飼っている犬、猫等が死んだ場合は、絶対にごみステーションに出さないで、ビニール袋やダンボールに入れて白根衛生センターへ持ち込んでください。

や猫を引き取ってほしい場合は、役場保健衛生係へご連絡ください。絶対に捨てたりしないようお願いいたします。

## 老人居室整備資金貸付のお知らせ

高齢者と家族との間の融和を図り、好ましい家庭維持のために資金の貸付を行います。

○大を散歩させる場合は、犬のフンも飼い主の責任できちんと処理してください。

○大を飼った場合は、必ず役場保健衛生係へご連絡ください。

加入手続きをしていない人は、至急、役場の年金係で手続きをしてください。

## 「赤い羽根号」が贈られました

県共同募金会より小須戸町社会福祉協議会に、福祉活動車「赤い羽根号」が交付されました。


赤い羽根号は、地域の民間社会福祉事業の核となる社会福祉協議会の機動力を強化し、寝たきり、独り暮らし老人や、心身障害者に対する在宅福祉を推進するため配備されたものです。

赤い羽根号は、地域の民間社会福祉事業の核となる社会福祉協議会の機動力を強化し、寝たきり、独り暮らし老人や、心身障害者に対する在宅福祉を推進するため配備されたものです。

赤い羽根号は、地域の民間社会福祉事業の核となる社会福祉協議会の機動力を強化し、寝たきり、独り暮らし老人や、心身障害者に対する在宅福祉を推進するため配備されたものです。

## 国民年金の任意加入が強制加入に変わりました。

国民年金に必ず加入しなければならない人(強制加入者)は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で、給付の内容などの違いにより、下記の3種類に分かれます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
 <ul style="list-style-type: none"> <li>○20歳以上60歳未満で、農業、漁業、商業などの自営業の人とその家族</li> <li>○厚生年金、共済組合などの被用者年金に加入していない、職場で働く人</li> <li>○無職の人</li> <li>○国と地方公共団体の議会の議員とその配偶者</li> <li>○老齢年金の受給権者となったが、年金を受けていない人</li> <li>○厚生年金、共済組合など加入の配偶者に扶養されていない人</li> <li>○厚生年金、共済組合などの遺族年金受給権者</li> <li>○厚生年金、共済組合などの障害年金受給権者及びその配偶者</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○現役の中ラリーマンなど厚生年金、共済組合の被用者本人</li> <li>○職場をやめても厚生年金、共済組合に加入している人</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない人や、年金額を増やしたい人</li> <li>○20歳以上60歳未満の日本国民で、日本国内に住所のない人</li> <li>○20歳以上60歳未満の学生</li> <li>○被用者年金(厚生年金など)を受けられない人(受給者)または、お近くの公庫業務取扱金融機関で相談ください。</li> </ul>

### 献血のお知らせ

十一月十日(月曜日)  
午前10時～12時 役場保健センター  
午後1時～3時 理研コイルセンター(株)

### 行政(定例)相談をご利用ください

毎月 三日、十三日、二十三日  
時間 午前10時～午後二時  
相談委員 伊藤 鋼一  
相談場所 自宅  
(新栄町一 電話三八一三五九〇)

### 停電のお知らせ

十一月六日(木)  
午前8時～12時  
(区域)うでこぎ一、二の各一部  
十一月二十六日(水)  
午前9時～12時  
(区域)矢代田三、四、五、七、八、九、十の各一部  
午後1時30分～4時30分  
(区域)横川浜、小向の各一部

### 無料法律相談

相談日 十一月二十一日(金)  
午前9時30分～12時まで  
会場 役場保健センター  
保健指導室(二階)  
相談員 古川 兵衛弁護士  
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(三八一三一)一、二番内線四一(番)でお問い合わせ。申し込み人数により時間を変更することがあります。

### 心配(こと)相談

十一月の相談日  
五日(水)・十一日(火)・十八日(火)・二十五日(火)

### 税務係よりお知らせ

建物新築された方へ  
今年中に建物新築(増改築も含む)されたお宅へ、左記の期間に係員が家屋調査に伺いますので、ご協力をお願い申し上げます。

### 栄養改善料理講習会

食生活改善推進委員による栄養改善料理講習会が、左記により開催されます。  
日時 十一月十八日(火)  
午後七時から  
○場所 中央公民館  
○献立 「うす味のおいしく」  
○申し込み 十一月十五日(土)までに役場保健衛生係へ

### 健康相談 母子手帳発行日のお知らせ

妊婦及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。  
日時 十一月十日(月)・十七日(月)・十二月一日(月)・八日(月)  
午前9時～午後4時  
会場 役場保健センター  
※毎月、月曜日は健康相談日とともに妊婦受付、母子手帳発行の日です。  
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、かならず本人がおいで下さい。(印鑑を所持下さい)